

## 川崎市生活支援等サービスの情報公表に関する掲載規約

### (目的)

第1条 この規約は、川崎市生活支援等サービスの情報公表手続きに関する事務取扱要綱第2条に規定する「川崎市生活支援等サービスの情報公表」（以下「本情報公表」という。）において情報掲載媒体に掲載する内容及びその手続き等に適用される遵守事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規約で用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1)「生活支援等サービス」とは、次のサービスを指す。

ア 自宅に行くサービス

買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事支援、バランスの良い食事を定期的に届ける配食や安否確認（緊急時に通報できるサービスを含む。）等、高齢者の自宅において提供されるサービス

イ その他の生活支援・社会参加に資するサービス

アに該当しないサービスで、市が適当と認める高齢者向けの生活支援・社会参加に資するサービス

ウ 施設に通うサービス

フィットネスクラブや趣味の教室等、施設に通うことにより提供される高齢者向けのサービス

(2)「応募者」とは、本情報公表に応募する者をいう。

(3)「事業所」とは、応募者が本情報公表に応募の際に提出する川崎市生活支援等サービス情報シート（第1号様式 以下「情報シート」という。）の「掲載事項」に記載された事業所をいう。

(4)「掲載事業所」とは、第9条の規定に基づき承認された事業所をいう。

(5)「掲載情報」とは、第9条の規定に基づき承認された情報シートの「掲載事項」に記載のすべての情報を指す。

(6)「利用者」とは、情報掲載媒体に掲載の生活支援等サービスの利用を希望される方をいう。

### (規約の変更)

第3条 市は、掲載事業所の下承を得ることなくこの規約を随時変更することができるものとし、掲載事業所はこれを承諾することとする。

### (情報掲載媒体)

第4条 本情報公表を行う情報掲載媒体は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が管理・運営する「地域包括ケア支援システム」を活用する。

### (情報掲載一般的基準)

第5条 前条に規定する情報掲載媒体に掲載する情報は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、情報の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

- 2 本情報公表を行うサービスと介護保険法等の保険給付対象となるサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
- 3 前条に規定する情報掲載媒体を管理・運営する法人が定める媒体利用に関する規約等を遵守しなければならない。

(情報掲載できない業種又は業者)

第6条 次に掲げる業種又は業者の情報は情報掲載媒体に掲載しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (2) たばこ、飲酒その他市民の健康上、好ましくないと思われるもの
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 医療、医薬品、化粧品等の情報で医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）等に抵触するもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 消費者金融
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (8) 商品先物取引に関するもの
- (9) 占い、運勢判断に関するもの
- (10) 興信所、探偵事務所
- (11) 結婚相談、交際紹介等を業とするもの
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- (13) 風俗営業類似の業種
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続き中の事業者
- (16) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (18) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (19) 本市の市税を滞納している事業者
- (20) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- (21) その他情報として掲載することが不相当であると認められるもの

(情報掲載基準)

第7条 次のいずれかに該当するものは、情報掲載媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの

- ア 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの
  - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
  - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
  - エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
  - オ 社会的に不適切なもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- ア 人権侵害、名誉毀損及び各種差別的なもの
  - イ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがあるもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- ア 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
  - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
  - ウ 宗教団体による布教活動を目的とするもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- ア 個人又は団体の意見
  - イ 社会問題についての主義主張や係争中の声明
  - ウ 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 個人又は団体の名刺広告
- 単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）を表示し、これを公衆に周知するもの
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ア 大げさな表現や根拠のない表現、誤解を招くような表現（世界一、日本一、一番など）
  - イ 射幸心を著しくあおる表現（今しかない、最後のチャンスなど）
  - ウ 虚偽の内容を表示するもの
  - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - カ 責任の所在及び内容や目的が不明確な情報
  - キ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
  - ク 本情報公表の円滑な遂行に支障を来すもの

(8) 高齢者の保護の観点から適切でないもの

ア 暴力や犯罪を肯定又は助長するようなもの

イ 残酷な描写

ウ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

エ ギャンブル等を肯定するもの

オ 高齢者の人体・精神に有害なもの

カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの

(9) その他、情報の掲載が好ましくないと市が認めるもの

(応募手続き等)

第8条 本情報公表に応募する応募者は、第10条に規定するすべての条件を満たすことを確認し、予めこの規約に同意のうえで、市の指定する情報シートに必要な記載事項を明記し、及び同意欄に署名・捺印（シャチハタ印での捺印は不可とする。）のうえ、市に提出することにより応募するものとし、第4条に規定する情報掲載媒体に情報掲載中、この規約を遵守しなければならない。

(応募の承認等)

第9条 市長は、応募時に提出のあった情報シートを受付け、必要な審査・手続き等を経た後に応募を承認し、その旨を当該応募者宛てに通知し、情報シートの「掲載事項」に記載の情報を第4条に規定する情報掲載媒体に掲載する。

(応募条件)

第10条 本情報公表に応募できる応募者は、次の全ての事項に該当する場合のみ応募を可能とする。

(1) 法人格を有していること又は生活支援等サービスを業とする個人事業主

(2) 高齢者及びその家族に対する生活支援等サービスを現に提供している。ただし、介護保険法等の法令に基づくサービスは除くものとする。

(3) 前号に規定するサービスに係る利用料金をホームページ等に表示している。

(4) サービス提供地域に川崎市が入っている。

(5) サービス提供拠点を川崎市内に設置している。

(6) 第6条各号に規定する業種又は業者に該当しない。

(7) 応募者の属する法人の代表者及び事業所の代表者（管理者・責任者）が、次の者に該当しない。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けてから3年を経過しない者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をし、又は民事

再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者

(8) 国民生活センター・消費生活センター・都道府県市区町村、その他公的窓口等に苦情や相談が多く寄せられ、営業やサービス内容に問題があると判断される事業所等ではない。

(9) 過去にこの規約の違反等により本情報公表の取消しを受けたことがない。

2 前項の規定にかかわらず、政治資金規正法（昭和23年7月29日号外法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及び宗教法人法（昭和26年4月3日法律第126号）第2条に規定する宗教団体その他これらに類するものではない。

(禁止行為と責任)

第11条 本情報公表に応募する応募者は、以下の行為をすることはできない。

(1) この規約に違反する行為

(2) 法令、公序良俗に反する行為

(3) 他の掲載事業所又は第三者を誹謗中傷する行為

(4) 他の掲載事業所又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為

(5) 他の掲載事業所又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為

(6) 本情報公表の運営を妨害する行為

(7) 情報掲載媒体に掲載されている情報を許可なく変更を行う行為

(8) 事実と反する又はそのおそれのある情報を掲載する行為

2 本情報公表に応募する応募者は、前項の禁止行為により、他の掲載事業所、第三者又は市に対して損害を与えた場合は、この損害賠償の責任を負うものとする。

3 本情報公表に応募する応募者は、本情報公表で掲載した情報に起因して他の掲載事業所又は第三者と紛争が生じた場合は、市には何ら責任はなく、自己責任でその一切を解決するものとする。

(応募の不承認・取消等)

第12条 応募時に提出のあった情報シートの必要記載事項に虚偽があった場合、若しくはその可能性があるとして市が判断した場合を始めとして、次の事項に該当する場合には、市は本情報公表に応募した応募者に対し事前に通知することなく、その裁量により、応募を承認しないことあるいは掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 第6条に規定する業種又は業者であった場合

(2) 第10条に規定する応募条件を満たしていない場合

(3) 生活支援等サービスに関する情報の提供、取得又は情報交換以外の目的に使用されるおそれがある場合

(4) 応募時に提出のあった情報シートの必要記載事項に、虚偽又は重大な瑕疵の記載がある場合

(5) 本情報公表の適正な運用又は管理上支障が生じる場合

(6) その他、市が情報掲載媒体に情報掲載する応募者又は掲載事業所とすることを不相当と判断した場合

(応募・掲載情報等の変更)

第 13 条 応募者又は掲載事業所は、応募時に市に提出した情報シートの必要記載事項について変更があった場合、また、生活支援等サービスの廃止・休止等の変更があった場合には、速やかにその旨を市所定の方法により届出るものとする。

2 前項の届出を応募者又は掲載事業所が怠ったために発生したトラブルについては、当該応募者及び掲載事業所が自己の責任と費用でこれに対応するものとし、かかる場合に応募者及び掲載事業所に発生した損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(応募・掲載情報の修正・削除)

第 14 条 市は、応募・掲載情報に過誤がある場合は応募・掲載情報を修正できるものとする。

2 市は、応募者又は掲載事業所が第 11 条の禁止行為を行った場合、又は以下の各号に該当する行為を行った場合は、直ちに掲載情報を削除することができるものとする。

(1) 前条に定める応募・掲載情報等の変更を行わない場合

(2) 応募・掲載情報に虚偽の記載又は明らかに事実と反する記載を行った場合

(3) 応募・掲載情報に偏見・差別及びそれらに類する表現を記載した場合

(4) 宗教及び政治活動に関する記載をした場合

(5) 国民生活センター・消費生活センター・都道府県市区町村、その他公的窓口等に苦情や相談が多く寄せられ、掲載事業所として問題があると市が判断した場合

(6) 応募者又は掲載事業所が、本情報公表又は情報掲載媒体の運営を妨げ、あるいは情報掲載媒体の信頼を毀損するような行為があった場合

3 応募者又は掲載事業所は、前項の行為により、他の掲載事業所、第三者又は市に対し損害を与えた場合は、この損害賠償の責任を負うものとする。

(リンク)

第 15 条 情報掲載媒体を含む本情報公表がリンクした他のウェブサイト、又は情報掲載媒体を含む本情報公表がリンクを受けた他のウェブサイトは、市の管理下にあるものではなく、市は当該ウェブサイトのコンテンツに関して何ら責任を負うものではない。従って、市はリンク先のコンテンツに関連して生じた一切の損害については、賠償する責任を負わないものとする。なお、情報掲載媒体を含む本情報公表へのリンクを希望する場合は、必ず市の承認を得るものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 市は、応募者が本情報公表に応募の際に提出した情報シートに記載の個人情報については、本情報公表の目的以外には使用せず、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）に基づき適正な保護・管理を行うものとする。

(責任)

第 17 条 掲載事業所は、利用者その他第三者から情報掲載媒体に掲載の掲載情報に関する問い合わせを受けた場合には、自らの責任と費用において、速やかにこれに対応するものとする。

- 2 利用者その他第三者との間で、掲載事業所情報又は掲載事業所が提供するサービス若しくは掲載事業所等による問い合わせに対する対応等に関する紛争が生じた場合には、掲載事業所がすべての責任と費用において解決するものとし、万一、市が利用者その他第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合には、掲載事業所はその全額を市に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を市に支払うものとする。
- 3 掲載事業所は、この規約に違反したことにより又は掲載事業所の責に帰すべき事由により市に損害が生じた場合、市に生じた損害（弁護士費用その他一切の諸経費を含む。）を賠償するものとする。

#### （免責事項）

第 18 条 市は、情報掲載媒体で提供する掲載情報等について、その完全性、正確性、安全性又は最新性等に関して保証するものではなく、一切の責任を負わないものとする。

- 2 市は、情報掲載媒体の帰責事由の有無を問わず、掲載事業所が提供する生活支援等サービスの変更、遅延や中断について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 市は、情報掲載媒体で提供する掲載情報により発生した掲載事業所の損害（他者との間で生じた紛争等に起因する損害を含む。）に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 4 市は、掲載事業所が掲載情報を登録・変更・更新したことによって発生したいかなる不利益に関して、また、掲載情報に関して一切の責任を負わないものとする。
- 5 市は、掲載事業所と他の利用者又は第三者との間に生じたトラブル等について、一切の責任を負わないものとする。

#### （掲載有効期間等）

第 19 条 本情報公表に係る情報掲載媒体への掲載情報の掲載有効期間は、掲載日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 30 日前までに市又は掲載事業所からの一方から書面による更新拒絶の意思表示がない限り、有効期間は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### （その他）

第 20 条 この規約に定めのない事項及びこの規約の各条項について疑義が生じた場合、応募者、掲載事業所及び市が誠意をもって協議し、解決することとする。

#### 附 則

この規約は、平成 28 年 12 月 1 日より施行する。

#### 附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 26 日より施行する。